告 示

埼玉県告示第二百三十一号

馬宮土地改良区から当該役員に 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六 ついて、次のとおり届出が あ 就任した者及び当該役員を退任 いった。 i た者 項 の規定に \mathcal{O} 氏名 及び住 ょ り、

平成三十年三月十九 日

埼 玉 知 上 田 清 司

同 同 名 久保 氏 子 野 玉 県さいたま市 住 同 同 西 同 区 大字西 同 同 同 遊馬七十 二百二十 八 番 地 兀

同 田 同 戸 口 同 同 千三百二十八 九番 番 地

同 同 同 同 土屋 同 九十六 二千百七十 番地六

同 克 同 同 同 同 同 同 二ツ 同 二百十 宮八百十五番

一番

地

同 同 同 同 七百六十

·四番地

地

大久保 関 稔 司 同 同 同 同 西遊馬百二十二番地二 知 川千三百二十五番地

監

同 同 蓜 野 原 益次郎 基 好 同 同 同 同 二ツ宮三百九番 千三百五十八 地 番

地

関 丈 知 川千三百二十九

退任

同

理 名 事 大 久保 氏 名 埼 玉 さい 所 たま 市 西 区 大 字西 遊馬百二十二番地

同 野 同 同 二百二十四番地

同 同同 同同 同同

築 正 同 同 九百七十六番地

同 同 同 同 同 二千百七十七番地

夫 同 同 同 同 土屋 九十 - 六番地六

同 同 二ツ宮三百九番 同 二百十 一番 地 地

口

七

百五十六番地

同

益次

郎

同

夫

同

同

幹

同

同

田

同

同

同

同

同

千三百二十八番

地

同同同監同事

伊 小 河 金 森

藤峰野子

克 一 貞 博 勇 巳 男 夫

同 同 同 同

同 同 同 同

同 同 同 同

同同同同同

佐知川千二百三十一番地二二ツ宮四百十一番地二二ツ宮四百十一番地二